

バリデーション審査結果等の概要

平成 24 年 1 月 19 日

(1)プロジェクトの概要

プロジェクト名	高知県高知市よさこいの森 CO2 吸収プロジェクト
申請受理日	平成 23 年 10 月 3 日
プロジェクト代表事業者	高知県高知市
プロジェクト事業者	高知市森林組合
プロジェクト参加者	商店街振興組合 原宿表参道櫓会
高知県オフセット・クレジット (高知県 J-VER) 取得予定者	高知県高知市
プロジェクト概要	<p>1 背景</p> <p>高知市の総面積は 30,922ha であり、このうち森林面積が 17,396ha と約 56%を森林が占めている。このうち 8,605ha が人工林であり、森林資源の豊富な市である。</p> <p>しかしながら、森林・林業・木材産業を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、木材価格の低迷や森林所有者の森林整備に対する意欲の減退、林業の担い手の減少などにより森林整備の遅れが問題となっている。</p> <p>高知市では、企業、県の協力により、環境先進企業 6 社と「協働の森パートナーズ協定」を締結し、よりよい環境づくりのため、企業の協賛を得て、手入れの行き届かない森林の再生のための森林整備や地域住民との交流事業に取り組んでいる。</p> <p>2 目的</p> <p>本プロジェクトは、高知市内の森林の整備を加速化させることで、二酸化炭素 (CO2) の吸収量を増大させること、また森林整備による CO2 吸収量について、高知県オフセット・クレジット (高知県 J-VER) を取得・販売し、その追加的資金を活用して森林整備 (間伐・作業道整備) を更に進めることを目的とする。</p> <p>また、計画的な森林整備によって林業従事者の就労の場を確保し、雇用の安定化と担い手の育成確保など、林業再生を図る目的も持ち合わせている。</p>

		<p>3 内容</p> <p>本事業は、高知県高知市に位置する高知市市有林を活用したプロジェクトである。このプロジェクトでは、間伐の必要なスギ、ヒノキの人工林 34.74ha がプロジェクト対象地であり、この森林で間伐を実施する。</p> <p>間伐の方法としては、プロジェクト対象地は、本数間伐率で30%もしくは40%(選択制)の定性間伐(単木間伐)又は列状間伐により実施するとしており、森林施業計画については、持続的で適正な森林の管理を維持するため、プロジェクト期間終了後10年間の2023年3月31日まで更新していくこととしている。</p> <p>また、間伐材については、作業道の有無や架線敷設の可能性、および搬出経費と市場価格から採算に見合うと判断される場合には、最大限活用することとしている。</p>					
プロジェクト期間		2009年4月1日～2013年3月31日					
クレジット期間		2009年4月1日～2013年3月31日					
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
		0	184	212	263	261	922
方法論		No.R001ver.4.1 「森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」					

(2) 審査結果

審査内容におけるアルファベットはプロジェクト計画書、ローマ数字はモニタリング計画書におけるセクションをしている。

審査内容	バリデーションチームの審査結果
プロジェクト情報 (A・B)	プロジェクト計画書及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、プロジェクト計画書に記載されたプロジェクト情報について検討を行った結果、重要性の点から適正に表示されており、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度及びオフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件(C)	<p>プロジェクト計画書に記述された方法論は、方法論において要求される適格性要件の全てを満たしていることを、プロジェクト計画書及び付属資料の文書レビューにより確認し、各要員へのインタビュー及び現地レビューにより裏づけを得た。</p> <p>条件1:プロジェクト実施地が、森林法第5条又は第7条の2に定める森林であるかについては、森林施業計画書により、プロジェクト実施地が森林施業計画書に記載されていることを確認し、高知市の森林基本図によって対象森林と「資料3-1、資料3-2、資料3-3」が合致していることを確認した。また、森林施業計画書は、施業計画認定書において以下のとおり確認した。</p> <p>認定番号:高知市第(変2)21-1号(高知市第(変3)17-2号を含む)</p> <p>また、高知市の市町村森林整備計画に適合するものとして認定されていることを確認した。</p> <p>以上のことから、森林法第5条に定める森林であることを確認した。</p> <p>条件2:プロジェクト実施地において行われる施業は、条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。また、森林施業計画書により下記の事項を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・森林施業計画書の間伐実施地のうち、協働の森づくり事業の協定林であって、協定参加者が高知県協働の森CO2吸収認証制度によるCO2吸収証書の発行を希望する場合においては、該当箇所をプロジェクト対象地から除外している。このため、森林施業計画単位での申請が困難であり、これらの箇所を除外している。・対象森林を含む森林全体について、土地転用、主伐は計画されていない。・間伐期について、森林施業計画書により、2007年4月1日以降に実施、もしくは計画されている。・森林施業計画について、2013年3月31日までの計画策定がされている。 <p>条件3:プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。</p> <p>森林施業計画書は、施業計画認定書において上記の認定番号によ</p>

	て、高知市長から認定されていることを確認した。
排出量・吸収量算定(・)	モニタリング及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、モニタリング計画書に示されている吸収量算定式及び結果は、方法論及びモニタリング方法ガイドライン ver.3.0 に準拠しており、重要性の点から適正に表示されていることを確認した。
モニタリング計画(~)	モニタリング及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、モニタリング計画書に示されているモニタリング計画は、方法論及びモニタリング方法ガイドライン ver.3.0 に準拠しており、重要性の点から適正に表示されていることを確認した。
その他の論点	申請書及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、申請書に記載された関連する許認可及び関連法令等の遵守状況などのその他の事項について、重要性の観点から適正に表示されており、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度及びオフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。
高知県オフセット・クレジット認証運営委員会への推奨	バリデーションチームは、デスクレビュー、インタビュー及び現地レビューの結果によって、本プロジェクトが、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の方法論の適格性基準に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対し高知県オフセット・クレジット認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

(3) パブリックコメントの概要

該当箇所	ご意見
意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。	

(4) 認証運営委員会

第8回高知県オフセット・クレジット認証運営委員会(平成24年1月19日)において審査される。